

豊丘村農業委員会会議録（12月）

1 開会日時 平成23年12月20日（火）午後2時30分～午後5時10分

2 開会場所 役場2階会議室2

3 出席者

△ …遅刻

× …欠席

議席	氏名	出欠	議席	氏名	出欠
1	小椋 正敏	○	11	菅沼 和明	○
2	片桐 孝男	○	12	木下 英章	○
3	栗澤 直人	○	13	福澤 美枝子	○
4	毛涯 潤	○	14	宮下 廣美	○
5	酒井 秀紀	○	15	森田 賢一	○
6	丸岡 文雄	○	16	菅沼 義人	×
7	木下 ゆかり	○	17	片桐 信夫	○
8	市澤 京子	○	18	平澤 みはる	○
9			19	原 道弘	○
10	壬生 雅穂	○			

4 参与者 営農センター 塩沢

5 事務局 片桐・堀本・宮島

6 議事 別紙のとおり

7 閉会時刻 午後5時10分

議長 _____

署名委員

17番 _____

18番 _____

議 長	<p>会長あいさつ</p> <p>12/10 松川町役場にて国会議員との懇談会が行なわれ、TPP 問題について、民主党大半の議員が反対をしており、参加しない姿勢とのことであつたがいかであるか？といった意見が投げかけられた。今後の動向を注目したい。</p> <p>議事録署名委員 17 番・18 番を指名。</p>
事務局長	<p>11 月 21 日建議をいただきましたので、予算に向け、真剣に取り組んで行きたい。更なるご提案をいただきたい。</p>
議 長	<p>それでは議事に入ります。議案（1）農地法に基づく許可申請の審議を行いません。農地法第 18 条の届 合意解約が提出されておりますので、事務局説明願います。</p>
事 務 局	<p>農地法 18 条No.13 朗読。こちらの土地については、昨年から事務局へ相談があつた案件です。議案書 2 頁の公図のとおりで急傾斜地の農地です。借受人も高齢者であり作業に危険を伴うため返還したいという相談がありました。ただ、地主が横浜市在住であり、返還しても管理に困るであろうから、引き続き 1 年間管理をしながら次の担い手を探してみるということで 1 年間管理耕作をお願いした経過があります。事務局でも耕作者を探しましたが、残念ながら耕作者がいないため、合意解約となりました。なお、柿畑については、樹を切って片付けることになっています。地主へは、今後の管理についてお願いをいたしました。</p>
議 長 6 番	<p>担当委員補足説明がありましたらお願いします。</p> <p>雨が降ると土砂が道路へ流れることがしばしばある急傾斜の柿畑です。上には民家もあり、除草剤もまけないのが現状で、今後管理がどうなるか心配されます。なお、柿の樹は切られ、片付けられています。</p>
議 長	<p>ただいまの説明について、何かご質問はございませんか。</p> <p>（質問、意見なし）</p> <p>農地法 18 条については、以上報告といたします。</p> <p>続きまして、農地法第 3 条の規程による許可申請No.5 を上程いたします。事務局説明願います。</p>
事務局	<p>農地法第 3 条No.5 朗読。（下限面積 40 a）</p> <p>譲受人経営地 29 a（申請地を含め 49 a）、年間農業従事日数 150 日、H 19.3.30 売買による条件付（農地法第 3 条の許可）所有権移転仮登記の本登記</p>
議 長 13 番	<p>担当委員補足説明がありましたらお願いします。</p> <p>場所は、議案書 4 頁の地図のとおりです。譲受人と譲渡人とは義兄弟です。既に譲受人が耕作されており、譲渡人の方がお手伝いをされていたようです。既に仮登記がされておりますし、条件が整ったため本登記をしたいというこ</p>

<p>議 長 事 務 局</p>	<p>とです。借り入れている農地も適正に管理耕作されていますし、農地法第 3 条第 2 項各号には該当せず、許可要件のすべてを満たしておりますので問題はございません。ご審議をよろしく申し上げます。</p> <p>初めて仮登記がされている農地の所有権移転の申請であるので仮登記というものについて説明をお願いします。</p>
<p>議 長 3 番 13 番</p>	<p>一般的に仮登記は、手付け金を支払った場合に所有権移転登記請求権を保全するためや、農地を購入するに当たりその時点では 3 条の要件が満たないため、3 条要件が整うまで仮登記をしておくということで仮登記をするようですが、大半の仮登記は、不動産業者等による仮登記であったり、貸金の担保として仮登記をするといったケースがあります。今回のケースも貸金の担保となっていたようです。</p>
<p>議 長 3 番 13 番</p>	<p>ただいまの説明について、何かご質問はございませんか。</p> <p>譲受人は本当に耕作できるのでしょうか。電気関係の事業を行う役員であるので、資材置場となるとか。</p> <p>現在も譲受人が主に米を作っています。関係者は、義兄弟でありますので、2 軒分の米の確保をしたいということです。</p>
<p>議 長</p>	<p>その他に質問、意見はございませんか。</p> <p>(質問、意見なし)</p> <p>本案件について、原案通り認める方の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>全員賛成ですので、議案農地法第 3 条の規定による許可申請No.5 は、許可といたします。</p>
<p>事 務 局</p>	<p>続きまして、議案 (2) 農用地利用集積計画の策定について審議を行いません。事務局説明願います。</p> <p>農用地利用集積計画朗読 利用権設定 新規 7 件、継続 49 件 合計面積 101,903 m²</p>
<p>8 番 事 務 局</p>	<p>ただいまの説明について、何かご質問はございませんか。</p> <p>継続の 1 番ですが、使用貸借件なのに賃借料が掲載されていますが。確認いたします。</p>
<p>10 番 事 務 局 17 番 事 務 局</p>	<p>継続 18 番 期間 1 年で終期が H23.12.31 であるが。H24.12.31 の誤りです。申し訳ありませんが修正をお願いします。賃借料にかなりのばらつきがあるようですが。</p>
<p>事 務 局</p>	<p>計画書に記載されている内容を載せてありますが、10a 当りの単価でなく、全体の金額を記載されている場合があるので、特に高額な設定がされている場合は、再度ご確認いただけるとありがたいです。</p> <p>先ほどの使用貸借件であるのに賃借料が記載されている権利設定につ</p>

議 長	<p>きましては、賃借権の誤りでした。申し訳ございませんが訂正をお願いします。</p> <p>その他に質問、意見はございませんか。 (質問、意見なし)</p> <p>本案件について、原案通り認める方の挙手を求めます。 (全員挙手)</p> <p>全員賛成で認められました。</p> <p>以上をもちまして、本日の議案の審議を終了いたします。</p>
-----	---